

第 932 号 (平成 26 年 11 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市衛生研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局衛生研究所】	4
△	横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	5
△	横浜市市税条例施行規則等の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】	6
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・土壌環境課】	11

【告示】

△	横浜市人事行政の運営等の状況の公表【総務局人事課】	14
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】	15
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	23
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	24
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退【健康福祉局障害企画課】	25
△	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	26
△	公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	29
△	終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	30
△	公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】	32
△	横浜市港湾施設使用条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	33

【公告】

△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	34
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	36
△	同【経済局産業立地調整課】	37
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	38
△	農用地利用集積計画の策定【環境創造局農地保全課】	39
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	40
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	43
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	44
△	同【建築局都市計画課】	45
△	同【建築局都市計画課】	46
△	同【建築局都市計画課】	47
△	同【建築局都市計画課】	48

△	同	【建築局都市計画課】	49
△	同	【建築局都市計画課】	50
△	同	【建築局都市計画課】	51
△	同	【建築局都市計画課】	52
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧	【建築局都市計画課】	53
△	同	【建築局都市計画課】	54
△	同	【建築局都市計画課】	55
△	横浜国際港都建設計画公園の変更案の縦覧	【建築局都市計画課】	56
△	横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧	【建築局都市計画課】	57
△	横浜国際港都建設計画地区計画の計画案の縦覧	【建築局都市計画課】	58
△	開発行為に関する工事の完了	【建築局調整区域課】	59
△	同	【建築局調整区域課】	60
△	同	【建築局調整区域課】	61
△	同	【建築局調整区域課】	62
△	同	【建築局調整区域課】	63
△	同	【建築局調整区域課】	64
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	65
△	地域まちづくり組織の認定	【都市整備局地域まちづくり課】	66
△	同	【都市整備局地域まちづくり課】	67
△	同	【都市整備局地域まちづくり課】	68
△	地域まちづくりルールの認定	【都市整備局地域まちづくり課】	69
△	同	【都市整備局地域まちづくり課】	70
△	市街地再開発組合の設立に係る事業計画の縦覧	【都市整備局市街地整備推進課】	71
△	二俣川駅南口地区市街地再開発組合の事業計画変更の縦覧	【都市整備局市街地整備推進課】	72
【水道局】			
△	横浜市水道局給水部北部工事課等の執務場所の一部改正	【給水課】	73
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【経理課】	74
【交通局】			
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【経営企画課】	75
【病院経営局】			
△	横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程	【総務課】	76
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【経営経理課】	77
【市選挙管理委員会】			
△	横浜市中心中央農業委員会委員選挙等における投票区の設置の一部改正	【選挙課】	78
【区選挙管理委員会】			
△	委員長等の氏名	【港南区】	79
△	同	【保土ヶ谷区】	80
△	同	【旭区】	81
△	同	【瀬谷区】	82
△	選挙人名簿登録者書面及び在外選挙人名簿登録者書面の縦覧場所	【鶴見区】	83
△	同	【神奈川区】	84
△	同	【西区】	85

△	同	【中区】	86
△	同	【南区】	87
△	同	【港南区】	88
△	同	【保土ヶ谷区】	89
△	同	【旭区】	90
△	同	【磯子区】	91
△	同	【金沢区】	92
△	同	【港北区】	93
△	同	【緑区】	94
△	同	【青葉区】	95
△	同	【都筑区】	96
△	同	【戸塚区】	97
△	同	【栄区】	98
△	同	【泉区】	99
△	同	【瀬谷区】	100
【人事委員会】			
△	選考職（転職）の指定の一部改正【任用課】		101

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 11 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第 73 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「前条第 1 号から」の次に「第 4 号まで、第 6 号から」を、「並びに」の次に「六価クロム化合物、」を加える。

別表第 11 のカドミウム及びその化合物の項中「 0.1 」を「 0.03 」に改め、同表の備考 8 (2) 中「方法又は」を「方法、」に改め、「 38.3 に定める方法」の次に「又は規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法」を加え、同表の備考 8 (4) 中「K 0102 の 54 の備考 7」を「K 0102 の 52 の備考 9」に改め、同表の備考 8 (5) 中「方法）」の次に「又は規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表の備考 8 (26) 中「若しくは 34.2 」を「、 34.2 若しくは 34.4 」に改め、同表の備考 8 (27) 中「又は 42.5 」を「、 42.5 又は 42.6 」に、「換算計数」を「換算係数」に改め、「K 0102 の 43.2.5 」の次に「又は 43.2.6 」を加える。

別表第 15 のカドミウム及びその化合物の項中「（準備操作は規格 K 0102 の 55 に定める方法によるほか、環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法によることができる。）」を削り、同表のシアン化合物の項中「方法又は」を「方法、」に改め、「 38.3 に定める方法」の次に「又は規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法」を加え、同表の六価クロム化合物の項中「方法」の次に「（ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表の 1 , 2 -ジクロロエチレンの項基準値の欄を次のように改める。

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量として	0.04
---	------

別表第 15 のふっ素及びその化合物の項中「K 0102 の 34.1 に」を「K 0102 の 34.1 若しくは 34.4 に」に改め、同表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「合計量」を「合計量として」に、「又は 43.2.5 」を「、 43.2.5 又は 43.2.6 」に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 11 のカドミウム及びその化合物の項の改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 2 条第 3 号に規定する事業所をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第 14 号に規定する排水をいう。以下同じ。）に含まれるカドミウム及びその化合物の許容限度についての規制基準は、前項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）から平成 29 年 11 月 30 日（金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する事業所にあつては、平成 28 年 11 月 30 日）までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 一部施行日前に設置された事業所（一部施行日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれるカドミウム及びその化合物の許容限度についての規制基準は、一部施行日から平成 27 年 5 月 31 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、同年 11 月 30 日）までの間は、新規則別表第 11 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 別 表

(単 位 mg / L)

物質の種類	業 種	許 容 限
カドミウム及びその化合物	金属鋳業	カドミウムとして 0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	カドミウムとして 0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	カドミウムとして 0.1

(備 考)

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に他の業種に属する場合において、

新規則別表第 11 又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、新規則別表第 11 又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考 1 の規定を準用する。